

大分大学医学部附属病院院内移植コーディネーター委員会内規

平成24年10月24日制定

平成24年医学部附属病院内規第1-4号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院臓器移植医療委員会細則（平成24年医学部附属病院細則第1-4号）第11条第2項の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）において行われる臓器の提供から摘出、移植に至る経過を円滑に実施するために設置する大分大学医学部附属病院院内移植コーディネーター委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、実施する。

- (1) 院内における臓器移植及び臓器提供を円滑に実施するための支援に関すること。
- (2) 臓器移植に関するマニュアルの作成・整備に関すること。
- (3) 前号のマニュアルに基づいたシミュレーションの実施に関すること。
- (4) 臓器提供意思表示カード所持者の把握等院内の臓器提供に関する情報の把握に関すること。
- (5) 臓器移植に関する院内の啓発活動に関すること。
- (6) 日本臓器移植ネットワーク及び大分県臓器バンクとの連絡・情報交換に関すること。
- (7) その他院内移植コーディネーターに関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 脳神経外科、麻酔科及び高度救命救急センターの医師 若干人
 - (2) 看護師 若干人
 - (3) その他病院長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項各号の委員は、病院長が指名する。
- 3 委員会の委員は、大分県腎バンクの院内移植コーディネーターを兼ねるものとする。

(任期)

第4条 前条第1項各号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうちから病院長が指名するものをもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(代理出席)

第7条 委員が、やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成24年10月24日から施行する。

2 第3条第1項各号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則（平成25年医学部附属病院内規第1－1号）

この内規は、平成25年2月14日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院内規第1－5号）

この内規は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院内規第1－6号）

この内規は、令和6年4月1日から施行する。